

総務文教常任委員会会議録

(質疑応答のみ)

令和3年9月8日

(開会宣言 午前 9 : 5 6)

委員 長

定刻よりか僅かに早いんですけども、皆さん、おそろいということで、始めたいと思います。

まず初めに、一言御挨拶申し上げます。

今日の福井新聞をちょっと見ていましたら、嶺南版に、敦賀市の野坂でシイタケ栽培をやって、一応今、軌道に乗りかけたというような情報が書かれておりました。昨年の3月ぐらいから栽培を始めて、肉厚でジューシーなシイタケが採れるというような記事でございまして、この人は何で始めたかといいますと、舞鶴自動車道で田んぼが陰になって、米作がちょっと難しくなったというところで、陰でも栽培できるようなということで、そこにハウスを建てて、シイタケ栽培を始めたということで、黒河マナにあやかって、黒河しいたけという名前をつけて、ブランド化してこれからどんどんと売っていきたいというふうな記事でございまして。

ということで、美浜町もこういった人がどんどんと出てくれるとありがたいんですけども。こういった栽培、花も含めてこういったものも栽培していただいて、また出荷していただければなと思います。

ということで、今日、3件の審議でございまして、ひとつ最後まで慎重審議のほどよろしくお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、引き続きまして議長、挨拶申し上げます。

議 長

(挨拶)

委員 長

ありがとうございました。

それでは、本日は委員全員が出席されております。また、議長にも。

(発言する者あり)

委員 長

すみません、失礼いたしました。町長さんの挨拶が抜けておりました。ひとつよろしくお願いいたします。

町長。

町 長

(挨拶)

委員 長

ありがとうございました。どうも町長さん、失礼しました。挨拶が抜けまして。

それでは、本日は委員全員が出席されております。また、議長にも同席いただいておりますし、説明のため、町長、副町長、教育長、総務課長、税務課長、住民環境課長、教育委員会事務局長の出席を求めました。

なお、職務執行のため議会事務局長を出席させております。

それでは、去る9月1日、本委員会に付託された議案についての審議に入ります。

付託議案は会議次第に記載されているとおり、議案第73号から議案第75号までの3議案で、議案の説明については9月1日の全員協議会において理事者から説明を受けておりますので、本委員会における議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議がないようですので、本委員会における審査は議案の説明を省略し、質疑から入ることにいたします。

なお、質疑においては一問一答式で行いますので御協力のほど、よろしく願いいたします。

初めに、議案第73号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

条例要綱の3ページのところなのですが、個人町民税関係で、個人町民税の非課税の範囲の見直しというところで、個人町民税の均等割の税率軽減及び所得割の非課税限度額等について、その基準判定に用いる扶養家族の範囲を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定するというところで書かれていて、条例の改正案の文章のほうを見ると、ほとんど扶養家族の括弧書きのところには何か追加されているようなものなのですが。結局のところ、扶養家族という定義が年齢16歳未満の方を含むし、控除対象扶養家族というものの定義は、年齢が16歳以上の人のことを言うから、結果的に説明書きとして、何か詳しいことを書いてるだけで、内容はもともとの条例改正前の定義と何ら変わることはないんじゃないですか。どうなんですか。

委員 長
税務課長

税務課長。

ただいまの御質問でございます。

この中で、控除対象親族というようなことの定義が所得税法の改正によって変わりました。これまで、国外にお住まいの方、特に美浜町、こちらに外国の方が住まれて、本国にそういった親族がおられるということになりますと、申告とか年末調整のときにある程度の手続、書類等を添付いたしますと、所得を確認せず、所得を控除できるというようなところがございました。

このたび、所得税法の中で、きっちりとしようということで、控除対象扶養親族で、国外居住者については、30歳以上70歳未満の者を原則で除くということとされましたということで、規定がきちっと所得税法でなされたということで、追従をして、町条例のほうも改正させていただくということでございます。

委員 長
河本委員

河本委員。

こういった文言とか付け加えることによって、今まで海外に住んでいて、手続上は控除の手続ができてたものが、海外とか県外、町外にいて、その証明がしっかりなされないものはもう控除の対象にできなくなったということですか。

委員 長
税務課長

税務課長。

今回の親族の範囲は、国内居住者につきましては、従前と同じでございます。国外居住者で所得がしっかりと確認できないもので、簡単といいますか手続などができたものを、裏づけさせていただくというような手続とか、留学してる方とか、障害者の方とか、生活費に充てるために年間38万円以上仕送りしてるとか、そういった事実を確認させていただいた上で、控除の対象とさせていただくという形になります。手続的には。

委員 長
河本委員
委員 長
税務課長
委員 長
河本委員

河本委員。

それがこの改正で明確になるということで判断していいんですか。

税務課長。

おっしゃるとおりでございます。

河本委員。

では次に、セルフメディケーション税制の見直しというところで、これは適用期限を5年延長して令和9年までするというものなんで

すが。セルフメディケーションというのが自分自身の健康に責任を持って軽度な身体の不調は自分で手当てすることというふうに世界保健機関で定義されていまして、ここの税制見直しのところで、特定一般医薬品等の購入費の、これは医療控除が受けられるということなんです。これが医師によって処方される医薬品から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品の購入費のことをいうというふうになってるんですが。そういった商品を買った場合に、何かそれを識別できるようなものってちゃんとなってるんですかね。

委員 長
税務課長

税務課長。

議員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。ドラッグストアとかではセルフメディケーション税制の対象となる商品につきましては、星印とかいったもので表記するということになってます。また、対象なのかどうかというのは、現在、厚生労働省のホームページでこういった薬がなりますよというのがありまして、これは店用に2,480種ぐらいですかね、それぐらいの種類の薬が示されるといったことで、このセルフメディケーションの控除と医療費控除と比較していただいて、どちらかを受けていただくということになります。よろしくお願いします。

委員 長
河本委員

河本委員。

条例見ますと、美浜町の条例は平成30年度、令和4年度までというところが令和9年度まで延長されるということなんですけど、かかった購入の医療費証明するのに、領収書の添付とかというのはしっかり必要なんですかね。

委員 長
税務課長

税務課長。

申告の際には、添付の指定はございませんが、5年間、まず国税からという形になってきますので、5年間保存していただくということで国税のほうはお願いしてるということでございます。

委員 長
河本委員

河本委員。

この申請というのは、年またいだりとか、複数年にわたる医薬品の購入なんかも申請できるんですか。

委員 長
税務課長

税務課長。

1月1日から12月31日で期限決まってまして、1年ごとに見

ていただくという形でお願いいたします。

委員 長

ほかにございませんか。

崎元委員。

崎元委員

今の同じとこなんですけど、医療費控除の場合は国税だけですか。所得税とか、国税だけですか。

委員 長

税務課長。

税務課長

国税の部分で、所得控除という形になりますので、それが所得税あるいは町民税に反映されていくということになります。また、所得税のほうで引いてる分では、いわゆる住民税、町県民税から引き切れんのはまたそうやって引かせてもらうという形でございます。

委員 長

崎元委員。

崎元委員

税金全部にかかってくるということやね。

委員 長

税務課長。

税務課長

所得の計算のという形になりますので、所得税あるいは町県民税、最終的には国民健康保険税とか、あらゆる面に影響があるということでございます。

委員 長

崎元委員。

崎元委員

ちょっと勉強不足で悪いんですけど、特定一般医療薬品等というのは、どういう薬品ですか、これ。

委員 長

税務課長。

税務課長

商品名で言いますと、頭痛薬のロキソニンとか、エスタックとか、商品名で言いますとそういったもので、薬剤師とか管理する方が対面をもって判断できるようなものとか、そういったものかなと思っています。ホームページのほうに結構載ってますので、また御覧ください。

委員 長

ほかにございませんか。

河本委員。

河本委員

固定資産税関係で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小業者を支援するための固定資産税の特例措置に係る先端設備等導入制度関係規定が、生産性向上特別措置法から中小企業等経営強化法に移管されたことなどによる見直しを行うということが説明で書かれてるんですけども。この美浜町の条例的には、中小企業等経営強化法の引用を加えるだけなんでしょ

うか。どうなんでしょうか。

委員 長

税務課長。

税務課長

委員おっしゃるとおりでございます。その根拠となる法令が本年6月に廃止となったということで、今後、新しい法律のほうで、中小企業等経営強化法のほうで対応させていただくという形になります。

委員 長

ほかにございませんか。

辻井副委員長。

副委員長

今の固定資産税の関係ですけれども。これもコロナ対策の条例の改正なんですけれども。コロナ対策による特別措置に関わる条例の改正ちゅうのは非常に多いんですけれども。昨年度からもあります。コロナが収まって、現状戻った場合、この条例については元に戻るのか。ちょっと抜本的な問題なんやけども、ちょっとお聞きします。

委員 長

税務課長。

税務課長

もともとこの条例の固定資産税の特例につきましては、生産性向上特別措置法という特別措置でございます。この期限が切れたということでございます。この期限を延長するに当たりましては、コロナ禍の中で頑張っていたいただいている中小企業を応援するということから、国のほうも引き続き中小企業等経営強化法の中で対応するという形でございます。これも特例措置でございますので、令和5年3月31日までが特例措置と、法の中ではなっているという形でございます。

委員 長

辻井副委員長。

副委員長

そうすると、その特例措置というのは、コロナが収まったら特例措置を元に戻すというような条例はどんなものでしょうか。

委員 長

税務課長。

税務課長

あくまで法の特例で、固定資産税を市町村はその期間、減免し、という特例を市町村条例でも特例を設けなさいということでございますので、この期間だけの時限的な取扱いということで、これが法のほうで延長するわということになれば、条例側も特例措置を延長するというような形になりまして、そういった取扱いになるのかなと思っております。

委員 長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員 長

ないようですので、議案 73 号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第 74 号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案についての質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

条例要綱の部分に書かれてある個人番号カードというのは、マイナンバーカードのことでいいんですよね。

委員 長

住民環境課長。

住民環境課長

そのとおりでございます。

委員 長

河本委員。

河本委員

法律のほうで、地方公共団体情報システム機構という法人が、再発行などの手数料を徴収するようになったので、美浜町が根拠とする手数料徴収に関する条例の部分が不必要になったので削除するということですか。

委員 長

住民環境課長。

住民環境課長

そのとおりでございます。今までの地方公共団体情報システム機構、通称 J-L I S と申しておりますけれども、こちらの機構で発行して、手数料をうちのほうで条例化して受付しまして、それを J-L I S のほうに納めていたという形だったんですけども、その法的な根拠が国の命令というより事務取扱要領で定義されておまして、そのことは先般、3月の国会のほうの野党からの質問で、その辺の法的根拠がちょっと弱いんじゃないかというような指摘も受けた流れの中で、しっかりとこの法律のほうで徴収の主体は J-L I S であるということを明確化するという法案が通りましたので、今回、手数料条例のほうは削除させていただくという形になっております。

委員 長

河本委員、よろしいですか。

崎元委員。

崎元委員

このシステム機構でやると手数料、ここへ手数料を払うということやね。

委員 長

住民環境課長。

住民環境課長

そのとおりでございます。

委員 長 崎元委員。

崎元委員 どこにあるんですか。この機構というのは。

委員 長 住民環境課長。

住民環境課長 東京のほうでございます。

委員 長 崎元委員。

崎元委員 再発行、これやるときは、東京のほうの機構でマイナンバーカードを管理するということですか。

委員 長 住民環境課長。

住民環境課長 こちらの J-LIS という地方公共団体情報システム機構というのは、2014年の4月に立ち上がって、マイナンバーが交付されるよりも以前からなんですけれども、立ち上がっておりまして、今般、今回の法改正によって、地方公共団体だけで共同で立ち上げていた法人から、国と自治体が協働でしっかりと管理をしていく法人ということになって、こちらのほうで全て事務的に処理をしているところでございます。

委員 長 崎元委員。

崎元委員 マイナンバーカードをつくるときは役場で作るんやね。

委員 長 住民環境課長。

住民環境課長 つくるのはこちらの J-LIS のほうの本体のほうでやって、役場は交付等の手続をさせていただいて、送ってきますので、J-LIS のほうからカードが送られてきて、御本人様に交付するというような流れになっております。

委員 長 ほかにございませんか。

辻井副委員長。

副委員長 手数料については、現行書いてありますけど、カードを紛失した場合を聞きます。それと、カードの有効期限が5年になってますので、更新する場合にも手数料が要ると思います。それと、ここに書いてあるように。

(発言する者あり)

副委員長 更新も要るでしょう。今ほんなら聞きます。

それと、システムの誤更新の場合の再発行。それと、国外転出による個人番号の返納後の再交付と具体的に書いてあります。この場合、手数料の800円がいらなくなるというときの条例の変更だと

思うんですけども。写真等もついてますよね。5年ごとに、再発行ごとに写真も撮らなあかんと思うんですけども。これは写真の撮影等も必要になってきますか。私、マイナンバーカード持つんですけども。これの写真等も5年後には撮り直しが必要になるか、ちょっと確認します。

委員長

住民環境課長。

住民環境課長

それはそのとおりでございます。必要になります。

副委員長

更新の場合の手数料というのはもともと要らないのか、要るのか。

委員長

住民環境課長。

住民環境課長

必要ありません。

副委員長

もう1点、非常に細かい字で、これはちょっと手数料についてのあれじゃないんですけども、細かい字でほんまに見えないぐらいで、臓器提供意見という、その欄があるんですね。これのことについてちょっと説明していただけませんか。

委員長

もう一度。

副委員長

臓器提供意見という欄があって、これ御存じでない方もたくさんおると思うんです。私も今日初めて見たんです。皆さん、マイナンバーカード持っていますか。関係ないですけど、分かっていたら。

委員長

住民環境課長。

住民環境課長

すみません、臓器提供というのは、脳死されたときに自分の意思で臓器を提供する意思があるかどうかというのを意思表示するための欄がついているということだと思うんですけども。

副委員長

意思表示のためで、自分はこういうふうにならなくなった場合、臓器提供をしますよというようなことを書く欄であるのかな。

委員長

住民環境課長、よろしいですか。

副委員長

分かりました。いいです。

委員長

辻井副委員長もよろしいですね。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ほかには質疑がないようですので、これで議案第74号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第75号 美浜町体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

建物は解体せずに物置として残るというふうな説明があったんですけど。設置及び管理に関する条例を廃止したら、管理責任の所在というのはどうなるのかなというふうにちょっと気になってるんですけども。物置として町が管理する公共施設関係の条例とか規定の中に組み込まれることになるのどうか。その辺りちょっと伺いたいと思います。

委員 長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

財産といたしましては、教育委員会が管理します一つの物置、倉庫として今後も管理していくという、そういう立ち位置で考えております。

委員 長

河本委員。

河本委員

じゃあ管理責任はちゃんと役場のほうが持つということをしっかり確認したいんですけど。

委員 長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

教育委員会が所管します倉庫として管理していきたいというふうに考えております。

委員 長

ほかにごございませんか。

北村委員。

北村委員

条例には別に関係ないんですけど。実は体育センターの使用しとった大きな団体というのは幾つありますか。

委員 長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

3団体ございます。

委員 長

北村委員。

北村委員

そうすると、その使用しとった3団体について、教育委員会からその団体にこういう理由で使えませんから、今後、どういうところの場所がありますから使ってくださいよという話は丁寧にしてあるんですか。どんなんですか。

委員 長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

3団体に対しまして、うちの担当のほうから連絡させていただきまして、実際、今、1団体のほうは違う施設で、今後、利用していくということでお話をいただきました。今、もう2団体さんのほう

と今後しっかり詰めていくところでございますが、2番目の団体さんのほうに関しましても、ある程度ここはどうでしょうかという位置出しはさせていただいております。あと、もう1団体さんのほうにつきましては、今後、しっかり丁寧に御説明させていただきまして、対応していきたいというふうに思っております。

委員 長

北村委員。

北村委員

実は、事務局長に話はしてあるんですけども、真剣を使って居合いやらやる団体があるんです。そうすると、ほかの団体が重なって使用した場合に、真剣使うもんで危ないと。ですから、何とかそういうことができるような場所ないですかねという形で、こないだ教育委員会の事務局長にはお話をさせていただきました。そうしたら、美浜中学校の武道場が空いとると。柔道部ももうないし、剣道部もないし、空いとるという形やもんで、できることやったらそういうところで使えれば、有効に使えるんじゃないかなと思われまので、昨日、宮下さんというんですけど、その方の家に行ってきて、私から説明しとつても駄目ですから、教育委員会のほうから局長が来まして、きちんと話しますから対応してくださいねという話をしてありますもんで、ちゃんと説明だけお願いしますわ。よろしくお願いします。

委員 長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

ありがとうございます。昨日、委員のほうからその旨のお話を聞いておるところでございます。学校の施設を利用しようとするすと、校長の判断等も必要になってきますので、今後は学校も含めまして話をさせていただいて、また、その団体の長の方に直接私のほうから赴きまして、また御説明させていただきたいと思えます。

委員 長

ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員 長

それでは、質疑がないようですので、議案第75号についての質疑を終わります。

以上をもって付託されました議案の質疑を終了いたします。

ただいまから採決に入ります。

議案第73号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求

めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第73号は全員賛成をもって承認することに決しました。

続きまして、議案第74号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第74号は全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第75号 美浜町体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第75号は全員賛成をもって承認することに決しました。

以上でございまして、理事者におかれましては、これで退席していただいて結構でございます。お疲れさまでした。

それでは、引き続きまして、陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてでございます。

これは、去る7月29日に自治労福井県本部より提出されたもので、地方財政について陳情事項が11項目ありますので、その内容について、まず事務局長から説明させます。

事務局長、説明お願いいたします。

議会事務局長

(趣旨説明)

委員長

ありがとうございました。今、事務局長からの説明が終わりました。

本件について質疑があればお受けしたいと思います。いかがで

しょうか。

今ざっと事務局長が読んでいただきましたので、理解できたかなと思います。

ほんで、地方財政の充実・強化を求める意見書に係る改正資料というのが今、配付されましたので、これを解読していただくとより理解が深まるのかなと思います。ちょっとほんならお時間を取りたいと思います。

ほかにもう何も質問ないようでしたら。

(発言する者あり)

委員長

質疑がないようですので、質疑を終了します。

ただいまから協議に入ります。

全部で11項目ございますので、まず、1項目ずつ協議していきたいと思います。

1項目めはこの内容でよろしいでしょうか。意見があればお受けいたします。

(発言する者あり)

委員長

1項目続いてます。なければもういいですよ。私は1項目ずつ行こうかなと思ってるんですけども。

(発言する者あり)

委員長

河本委員。

河本委員

内容は地方自治体の財政を確保せえということやから、国に対してもっと手厚くしろとかそういうものですから、提出すべきだというふうに私は思っております。

しかし、10項目めのところの市町村合併の算定特例の終了への対応というのは、美浜町は特に関係のないところなんで、ここだけ削除すれば、全体的に出すことに賛成です。

美浜町の財源のことを考えれば、原子力の交付金とかももらっていて、特に地方交付税なんか削られたりとかしてますので、今後のことですけども、そういった原子力の電源三法交付金とか、そういうものをもらってるからといって地方交付税をカットするなど、そういうふうなところも盛り込んでもいいんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

委員長 今、御意見ございましたように、原子力の補助金が当然、美浜町に入っておりますので、これが今後もしなくなっていくと、本当にどうなるんやということになるろうかと思っておりますので、その辺どうしましょう。地方交付税の減免に、減らないように。減っていかないように何か盛り込んでもええんじゃないかというような意見なんです。

(発言する者あり)

委員長 ほかに何か。もうこれは要らないとか、これは要るとかあればお聞きしたいと思っております。

お取り計らいいたします。

(発言する者あり)

委員長 事務局長何か、実績はどうでしょう。まだ情報来てませんか。

議会事務局長 情報は来てないんですけれど、各自治体に、議会のほうに提出されて、毎年度採択ということで意見書の提出ということで行われます。うちにつきましては、先ほど河本委員がおっしゃったように、市町村合併の特例がありませんので、例年その部分を削除して意見書の提出という運びになっておりますが、ほかの自治体を聞きますと、もうこのままの原文で意見書の提出ということになっております。

(発言する者あり)

委員長 河本委員。

河本委員 総理大臣とか問題にされてますけど、最終的に美浜町議会で結論できるのは議会最終日の採決なんで。それまでに菅総理大臣の任期、十分ありますので、それからの提出でも全然間に合うと思うんで、その心配は要らないと思っております。

委員長 ほかに何か。

(発言する者あり)

委員長 そんな心配は要らないと思っております。

皆さんに御意見いただきましたけども、今の10項目、これは要らないのではないかということで、これはもう当然カットします。

(発言する者あり)

委員長 それを今からちょっと。カットしたいと思うんで、皆さんの御意見をもらいます。

本案については、原案は11項目ありますが、今の10項目の市町村合併の項目ですね、これをもう削除してもいいかどうか。皆さんの挙手を求めたいと思います。いいですか。

(発言する者あり)

委員長 では、本案について、原案のとおり承認するということに賛成の方の挙手を求めます。賛成の方の。提出するということの。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。

それで、提出はオーケーということになりましたので、10項目の、今の市町村合併の件については削除するという方向で行きたいと思いますが、その辺を皆さんの質疑をもらいたいと思いますが、もう質疑ありませんね。

削除するという方向で決議を取りたいと思いますが、削除してもいいという御意見の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

委員長 全員削除ということでお願いします。

(発言する者あり)

委員長 意見書の提出ね。訂正しておきます。

よって、陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択については一部採択するということで、修正した採択ということで、そういうことで決定したいと思います。

議会の最終日の本会議において、採択されれば削除と変更する部分を修正した意見書として、委員長を提出者として発委するということにしたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 異議がないようですので、委員長を提出者として本会議で発委することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました請願及び陳情の協議を終了いたします。

これをもって総務文教常任委員会を閉会といたします。

それでは最後、副委員長、挨拶をお願いします。

副委員長 本日の委員会、大変御苦労さまでした。

昨日、JAみはま支店のほうでコロナが出ています。お互いに気

をつけたいと思います。

世の中、コロナ感染の状況が収まりません。昨日、テレビのニュースでJR東日本の社長が、ちょっと耳慣れない初めての言葉ですが、ウイズコロナという新しい言葉を言っていました。この場合も、私は初めて聞いたということなんですけども、早く従来どおりの、アフターコロナになるように祈りたいと思います。

本日は、御苦勞さまでした。

(閉会宣言 午前10:50)

総務文教常任委員会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 梅津 隆久